

平成 15 年 1 月 27 日

## 入院対象者の病院内業務への従事及びその報道に関する見解

社団法人日本作業療法士協会  
会 長 杉 原 素 子

平成 14 年 11 月 15 日および 16 日に、愛知県豊明市の「医療法人玉光会 豊明栄病院（古川一郎院長）」において、精神科に入院している対象者に対して対象者の介助や清掃などの院内業務を、「作業療法の名目」でさせていたとの報道があった。

社団法人 日本作業療法士協会は、本件に関して、医療法人玉光会 豊明栄病院、愛知県、朝日新聞社、毎日新聞社に対して事実確認および事情聴取を行った。

当協会は、以上の事実確認及び事情聴取の結果を踏まえたうえで、障害者に対するリハビリテーションの視点から、さまざまな障害者の生活自立及び生活支援活動を通して、精神医療の質的向上を目指す立場から、このような状況を憂慮すべき事態であり極めて遺憾であると考え、事態の早急な改善および作業療法についての理解を求める。

### 記

精神障害に対する作業療法は、身体障害、発達障害、老年期障害等に対する作業療法と原理的には同じであることは当然のことであり、対象者本人の同意のもと、医師の処方、対象者の適切な評価、作業療法計画立案、作業療法の実施という手続きで行われる治療・援助方法である。

このような観点から、本件に関して 3 つの視点からの見解を以下に述べる。

#### 1．入院対象者の病院内業務について

精神科に入院している対象者は治療のために入院しているのであり、他の入院対象者の介助あるいは清掃などの院内業務に従事させることは使役であり、このことは精神障害者に対する重大な人権侵害にあたる行為であると考えられる。

#### 2．「作業療法」という言葉の使い方について

入院対象者の介助あるいは清掃などの院内業務に従事させる行為は、本来の精神科専門療法の 1 つとしての「作業療法」とは言えないものである。

従って、本件のような事柄について「作業療法」という言葉を使用する時には、「作業療法」に対する十分な理解に基づき、「作業療法」に対して社会的な誤解を招くことがないように十分に配慮していただきたい。

#### 3．いわゆる「内職作業等」について

上述した院内業務への従事に関連して、いわゆる「内職作業等」についても、その目的、期待される成果、実施期間、実施条件に関する契約などが、対象者との間で同意・明文化され、且つ、実施記録の他に経費面での記録の明記・開示などの条件が完備していなければ、作業療法とは言えないものであり精神障害者に対する人権侵害につながると考えている。

以上